児童扶養手当現況届にかかる状況確認申告書・同意書

□　下記及び裏面の記入内容に相違はありません。

＊この書類を必ず事前に記入してから、現況届の受付にお越しください。

＊状況確認申告書・同意書の記入をした方から受付案内を優先させていただきます。

＊記入漏れや記入内容に偽りがある場合、手当の支払等に支障をきたしたり、支払った手当を全額返還していただくことがございます。

記入日：令和　　年　　月　　日　　名前：

① 令和2年1月～令和2年12月の所得申告では、児童は誰の扶養に入っていますか？
□受給者　□受給者以外（・扶養者氏名：　　・児童からみた続柄：　　）

② 対象児童は誰の保険証の扶養に入っていますか？
□受給者　□受給者以外（・扶養者氏名：　　・児童からみた続柄：　　）

③ 受給者および対象児童は年金を受給していますか？
□　受給中　（　受給者　・　対象児童　）　（□障害年金　□遺族年金　□老齢年金　）
□　受給していない　　□　申請中　→申請中と答えた方は結果が分かり次第、ご連絡ください。

④ 他の医療費助成制度の対象となっていますか？該当するものに○（重度心身障害者医療費助成等）
□　はい（重度心身・生活保護・その他　　）対象者氏名：
□　いいえ

⑤ 以下の項目に該当する対象児童はいますか？　該当するものに○
□　いる（　学校の寮、寄宿舎にいる　・　就労中　・　入院中　・　施設に入所　）
該当する児童名：
□　いない　　＊該当する方は申立書等が必要な場合があります。

⑥ 対象児童の学校名を記入してください。

児童名	学校名	児童名	学校名
	(　　)高･中･小･幼･保・在宅		(　　)高･中･小･幼･保・在宅
	(　　)高･中･小･幼･保・在宅		(　　)高･中･小･幼･保・在宅
	(　　)高･中･小･幼･保・在宅		(　　)高･中･小･幼･保・在宅

⑦ 現在、交際相手（彼氏または彼女）はいますか？　＊養育者として受給している方は回答不要
□　交際相手いない
□　交際相手いる
交際開始：　　年　　月～　　交際相手の名前：

⑧ 受給者および対象児童で妊娠している方はいますか？
□　いいえ　　□　はい　→　　名前：

⑨ 前夫(妻)・交際相手・対象児童の父、母の訪問(相手の家への訪問も含む）はありますか？
受給者からみた続柄
□　ない　　□　ある　（　月・週　　回）　訪問者名：　　（　　）

⑩ 前夫(妻)・交際相手・対象児童の父、母から援助（児童への養育費は除く）はありますか？
※養育費については、裏面に記入欄があります。　受給者からみた続柄
□　ない　　□　ある　（　月・週　　円）　援助者名：　　（　　）

裏面も記入してください。

１．対象児童を除き、あなたと同じ住所地に同居者はいますか？

（　いる　・　いない　）　　↓いると答えた方のみ記入してください。

＊別世帯でも、同じ住所、敷地内に住んでいる18歳以上の方を全員記入してください。

氏名	受給者からみた続柄	生年月日	備考	氏名	受給者からみた続柄	生年月日
		T・S・H・R 年　月　日				T・S・H・R 年　月　日
		T・S・H・R 年　月　日				T・S・H・R 年　月　日
		T・S・H・R 年　月　日				T・S・H・R 年　月　日

２．住居の形態、家賃、生計維持方法について

住居の形態	生計維持方法	
□実家 □持ち家 □賃貸 □公営住宅 □親族と同居 □その他 （　　）	□　無職　の方はその理由に○ １．求職活動中 ２．子どもがまだ小さいため ３．子どもを預けることができない （保育園入所待ちなど） ４．親族の介護が必要 ５．体調不良により、通院や自宅療養が必要	□　働いている 平均月収　　円 勤務先： 就職した日：S・H・R　　年　　月～ ・休日に○してください。 (月・火・水・木・金・土・日・祝日・不定休) ・勤務時間（　　時～　　時まで） ＊シフト制の場合は主な出勤時間を記入
家賃または 住宅ローン額 月額 円	**～以下の項目に該当する方は記入してください～** □　前夫(妻)からの養育費　　月額：　　円（　振込　・　手渡し　） □　生活保護 □　援助　月額：　　円　（援助者：　　受給者からみた続柄：　　） □　その他（	

３．注意事項について

□　質問や調査に応じていただけない場合は、児童扶養手当法第１４条に基づき、手当額の全部または一部を支給しないことがあります。

□　必要な書類などを提出していただけない場合は、児童扶養手当法第１５条に基づき、手当の支払いを差し止めることがあります。

□　偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた場合は、お支払いした額を返還していただきます（児童扶養手当法第２３条）

□　偽りその他不正の手段により手当を受けた者は、３年以下の懲役又は３０万円以下の罰金に処せられます（児童扶養手当法第３５条）

□　住所、支払金融機関の変更ならびに結婚、異性と同居や援助を受けた場合、訪問してくるようになった際には、すみやかに宮古島市役所児童家庭課児童扶養手当担当までお知らせします。

上記の記入内容に相違はありません。

令和　　年　　月　　日

住所：宮古島市

氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿